

寒川町事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 16 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 5 号

寒川町事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町事務分掌等に関する規則(昭和 57 年寒川町規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条福祉部福祉課の項中「臨時福祉給付金担当」を削る。

第 3 条企画部企画政策課企画行革担当の項第 9 号中「政策会議」を「全庁会議」に改め、同項第 10 号中「部長会議」を「関係課調整会議」に改め、同項第 11 号中「行政改革」を「行政サービス改革」に改め、福祉部福祉課総務担当の項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、第 13 号から第 18 号までを 1 号ずつ繰り上げ、福祉部福祉課臨時福祉給付金担当の項を削り、福祉部高齢介護課介護保険担当の項中第 12 号を第 16 号とし、第 11 号を第 12 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

- (13) 介護予防・日常生活支援総合事業者の指定等に関する事。
- (14) 在宅医療・介護連携推進事業に関する事。
- (15) 地域包括支援センターに関する事。

福祉部高齢介護課介護保険担当の項中第 10 号を第 11 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号次に次の 1 号を加える。

- (7) 指定居宅介護支援サービス事業等の指定等に関する事。

健康子ども部保育・青少年課保育担当の項中第 2 号を削り、第 4 号を第 7 号とし、第 3 号を第 6 号とし、同項第 1 号中「認定こども園」を「認可保育所、認定こども園」に、「保育園」を「地域型保育事業」に改め、同号の次に次の 4 号を加える。

- (2) 地域型保育事業の認可に関する事。
- (3) 認可保育所、認定こども園(保育所部分に限る。)及び地域型保育事業

の入所に関すること。

(4) 認可保育所、認定こども園、幼稚園及び地域型保育事業の保育料の賦課に関すること。

(5) 認可保育所の保育料の徴収(収納課に移管したものを除く。)に関すること。

都市建設部道路課管理担当の項中第 15 号を第 16 号とし、第 6 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 開発行為に係る調整に関すること。

都市建設部下水道課管理担当の項中第 16 号を削り、第 17 号を第 16 号とし、第 18 号から第 20 号までを 1 号ずつ繰り上げ、都市建設部都市計画課都市計画・開発指導担当の項第 14 号中「協働文化推進課」を「町民安全課」に改める。

拠点づくり部寒川町駅周辺整備事務所整備担当の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 2 号とし、第 6 号を第 3 号とし、第 7 号を削り、第 8 号を第 4 号とし、第 9 号を第 5 号とし、第 10 号を第 6 号とする。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。